

全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト予選 北海道大会 実施要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 このコンテストは、全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト予選北海道大会（以下「北海道大会」という。）と称する

(目的)

第2条 北海道大会は、管打楽器の演奏に携わる若者の技能向上を図り、併せて吹奏楽全般の技能向上意欲を啓蒙することを目的とする。

(主催)

第3条 主催は、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会北海道支部（以下「JBA北海道」という。）とする。

(部門及び楽器)

第4条 北海道大会は、中学生部門及び高校生部門の二つの部門（以下「各部門」という。）において実施する。

2 審査対象楽器は、フルート・オーボエ・イングリッシュホルン・クラリネット・バスーン・サクソフォーン・トランペット・ホルネット・ビューグル・フリーゲルホルン・フレンチホルン・アルトホーン・テナーホーン・トロンボーン・ユーフォニアム・チューバ・スネアドラム・ティンパニ・マリンバ・ヴィヴラフォン・マルチパーカッション・コントラバスとする。

(実行委員会)

第5条 削除

第2章 参加者

(参加資格)

第6条 中学生部門の参加資格は、北海道在住で開催年度内まで中学校に在籍する者とする。

2 高校生部門の参加資格は、北海道在住で開催年度内まで高等学校に在籍する者とする。

(選考要領)

第7条 出場者は録音による第一次選考を通過し、所定の手続きを完了した者とする。

2 第一次選考はJBA会員において選考する。

3 第一次選考の実施にあたり、各部門毎の出場者数に著しい乖離が生じないよう、部門

毎に主催者の下、厳正かつ公正な審査を行うこととする。

(参加費)

第8条 出場者は別に定める参加費を支払うものとする。

2 納入した参加費は、原則として返還しない。

(旅費及び宿泊)

第9条 北海道大会開催地との旅費及び宿泊等に関する諸経費は、出場者の負担とする。

第3章 審査及び表彰

(審査員会)

第10条 審査員長及び審査員で構成される審査員会を組織する。審査員会の構成を、次の通りとする。

(1) 審査員長 1名

(2) 審査員 若干名

2 審査員は、支部長、副支部長および事務局長により選任し理事会の承認を得る。

3 審査員長は、審査員の中から選任する。

4 審査員長は、北海道大会の審査全般を統括する。

(審査方法)

第11条 審査は、主催者が定めた「全日本中学生高校生管打楽器ソロコンテスト予選北海道大会審査規定」により行う。

(演奏順序)

第12条 演奏順序は各部門の各楽器ごとに主催者が定める。

(演奏曲目及び演奏時間)

第13条 演奏曲目については、出場者の選定した任意の曲とする。但し演奏時間は4分以内とする。

2 演奏時間が4分を超えた場合は、演奏を中断するものとする。但し減点の対象とはしない。

(伴奏)

第14条 ピアノ等の伴奏を必要とする出場者は、伴奏者を同行するものとする。

2 出場者に同行する伴奏者の旅費及び宿泊等に関する諸経費は、第9条に準ずるものとする。

(表彰)

第15条 審査の結果、金・銀・銅各賞を決定し、表彰する。

2 各部門の上位3名を、全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテストへ北海道代表として推薦する。

3 第15条2により推薦された者は、原則として推薦を辞退できない。

第4章 雑則

(後援)

第16条 北海道大会の目的に賛同する団体の後援を受けることができる。

(肖像権等)

第17条 北海道大会期間中に発生した肖像権、録音権、録画権、放映権等は、主催者に帰属するものとする。

(個人情報取扱規程および利用に関する承諾)

第18条 北海道大会において、出場者本人及び保護者については、申込フォームの電磁的登録をもって記載された個人情報については、北海道支部長を取扱責任者とするについて同意したものとみなす。

2 収集した個人情報は、北海道支部事務局が厳重に管理し、本大会の実施及び本選への選考に推薦が必要な場合以外には使用しないものとする。

3 ホームページにおける公開事項については、出場決定をもって同意したものとみなす。

4 入賞者の成績については、それ以降の予選プログラムもしくは北海道支部ホームページに掲載する。

(実施要綱の改正)

第19条 この実施要綱は、理事会の協議により改訂することができる。

附則

1 この実施要綱は、平成22年 7月 1日から実施する。

2 平成23年 7月 1日一部改訂。

3 平成23年 9月27日一部追記(個人情報保護関連)。

4 平成25年 5月12日一部追記(コントラバス対象)。

5 平成27年 5月16日一部改訂(第一次選考の変更)。

6 令和 4年 5月21日一部改訂(第1次選考・演奏順序・雑則の変更)。

7 令和 5年 8月28日一部改訂(第5条実行委員会削除、第7・10・12条から実行委員会の文言削除)。